

情報発信の責任

(^^) 表現の自由

つい最近まで自分の意見や考えを不特定多数の人に公表する方法としては、いわゆるマスコミに投稿することくらいしかありませんでした。投稿したとしても、企画者の意図にそわないか投稿者数や紙面の都合等で取り上げられなかったり、例え取り上げられたとしても紙上で議論に発展することはあまり望めなかったりするものでした。

しかし、インターネットが身近なものとなって、電子掲示板（BBS）で自由に意見を交換したり、個人で Web ページを公開し、同じ趣味などを持つ人たちと、情報の共有を行ったりすることが、簡単に行えるようになってきました。

憲法第 21 条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあり、また、「検閲は、これをしてはならない。」とあります。このことは、BBS や Web ページで、何を書いても自由であるということではありません。

憲法の第 3 章「国民の権利及び義務」の第 12 条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、…（中略）…常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とし、また、第 13 条にも「…（前略）…国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」というように、「公共の福祉」というキーワードが登場します。また、多くの BBS や Web ページには、公序良俗に反する内容についての書き込みやリンクを禁止する意味の注意事項があることをよく見かけます。

BBS や Web ページについては、一定の基準のようなものが確立されているわけではなく、時代とともに基準も変わっていくものです。従って、ある基準を押しつけることではなく、生徒とともに考える姿勢が大切であると思われま

(T-T) 誹謗中傷

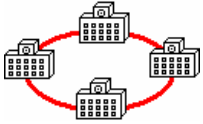
BBS や Web ページの書き込み等で、公共の福祉や公序良俗に明らかに反するものの例として、他人に対する人権侵害があります。差別事象、プライバシー侵害、誹謗中傷などの人権侵害については、インターネット上でも見られるため、学校においては積極的に人権を尊重する考え方や態度の育成を図る必要があります。

事実でないことを言って他人を傷つけるという中傷は人権侵害に当たります。また、他人の悪口を言い、そしるという意味の誹謗については、人権侵害に当たる可能性があります。

日常生活の上でもたわいのない言い争いがやがて誹謗中傷となり、大げんかにまで発展することがありますが、世界に開かれたインターネット上で起これば、単にクラスや学校という範囲ではなく、社会問題にまで発展し、名誉毀損や侮辱罪といった法に触れることにもなりかねないことに気付かせる必要があります。

また、相手が個人ではなく、特定の企業や団体に対しての苦言や非難を行うことを目的とした告発系サイト（コンプレイントサイト）についても考えさせるようにしたいものです。内容が告発者にとっては事実であり、他人に同様の思いをさせたくないという良心からの情報提供であっても、企業にとっては他の消費者に悪影響を及ぼすという点では営業妨害となることがあります。

インターネットにおける表現の自由とその許容範囲については、まだまだ歴史も浅く明確な線引きができる問題ではありません。しかし、インターネットで情報を発信するときは、発信する内容の信憑性を確かめ、事実と引用とを明確に区別し、発信する内容に自己責任を持つことが必要であることを理解させたいものです。それとともに人権意識の醸成に努めることも大切です。



情報発信におけるいくつかの例

学校情報ネットワークでは Web ページだけでなく、BBS やチャットなどさまざまな方法で個人の情報発信ができるようになっていきます。

インターネットによる情報発信におけるいくつかの例を提示し、生徒とともに考えることも情報モラルの涵養には有効と考えられます。

例 1：過剰な情報がかえって混乱を招く例

店舗、商品などを紹介する Web ページや BBS で、その会社にとってあまり好ましくない過去の情報などを提示する人がいます。いわゆる誹謗中傷ではなく、改善されていく過程や現在の状況などは肯定的に記述されており、親切心から書かれたものと判断はできるのですが、発表された側にとってはできれば知られなくなかったような内容である場合、どこまでが親切でどこからが行き過ぎになるのかを考えてみましょう。

例 2：告発系サイトにおける問題

ある会社員が、大手家電企業に対して個人の Web ページを使用して苦言の情報発信を行ったことがあります。この Web ページでは、その企業のサポート担当者と会社員との電話でのやり取りを、音声ファイルを公開することで広く一般の人に訴えるものでした。

このようなマルチメディアを駆使して情報公開を行った事で、マスメディアが取り上げ、個人の Web ページとしては桁違いの参照数(1ヶ月弱で 400 万件の参照)を短期間に成し遂げました。

途中、その企業は Web ページの公開差し止め仮処分申請等を講じようとしたようですが、あまりにも世論の反響が大きかったこともあり、話し合いで解決をする道を選んだようでした。この件では、一消費者と大企業との間に対等な関係が成立したという意味でも、注目された事柄でした。このような例の利点や問題点を検討してみましょう。

例 3：通信の自由と犯罪の防止の例

1996 年アメリカでインターネット上でのわいせつ情報の提供を禁じる通信品格法が成立しました。これに対し、表現の自由を保障した合衆国憲法に違反するとして裁判が起こされ、1997 年アメリカの最高裁は違憲判決を下しました。日本での対応等について調べてみましょう。



Q . プロバイダ責任法とはどのようなものですか。

A . プロバイダ責任法とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(総務省情報通信政策局「情報通信行政(IT政策)のホームページ」参照、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/denki_h.html) のことで、平成 14 年 5 月 27 日に施行されました。

これまではネット上で個人の権利が侵害されるような情報を流されても、「電気通信事業法」(通信の秘密を犯してはならない、通信を検閲してはならない)のため、プロバイダが安易に削除できませんでした。プロバイダは、権利を侵害されたと訴える人とサイト上に情報を流した人との板挟み状態になっていたわけです。しかし、この法律により国内のプロバイダが情報を削除できることなどが明確になり、同時に被害者は加害者を訴えるときに必要な相手の名前や住所を教えるようプロバイダに請求する権利も認められるようになりました。



情報発信の責任

- 1 本時の位置 どのような位置でも行うことができる。Web ページ作成や電子掲示板の実習と関連付けて実施してもよい。
- 2 指導目標 インターネットの普及が社会に及ぼす影響を理解させ、情報社会に参加する上での望ましい態度を育てる。
- 3 目標行動 不適切な書き込みがどのようなものであるかを理解し、目的を持って適切に情報を発信することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 表現の自由
 - ・ 公共の福祉
 - ・ 自己責任
- 5 準備 教材とするサイトを調べ、URL をまとめる。
- 6 展開

| | 学習内容 | 学習活動 | 留意事項 | 評価規準 |
|----|------------|---|---|---------------------------------------|
| 導入 | 国民の権利及び義務 | 憲法第 21 条の表現の自由について学習する。 | 第 21 条だけにとられることなく、第 3 章全般について理解させる。 公共の福祉とはどういうことかを理解させる。 | 表現の自由について権利だけでなく義務が伴うことを説明できるか。 |
| 展開 | 表現の自由とその限界 | 例となる URL を入力し、Web ページを参照し、その内容が表現の自由として認められるかどうかについて話し合う。 | 形式的な議論に終始せず、だめならその理由、認められるならその限界等についても考えさせる。 意見が対立することが予想される事柄は、ディベート形式で議論させる。 | 例となる Web ページの内容等の問題点について理由を付けて説明できたか。 |

| | | | | |
|-------------|----------|---|---|--|
| 展 開 | 不適切なサイト | <p>さまざまな意味で評判のよくないサイトを閲覧し、どのような点が評判の悪い原因になっているのか、その改善点は何か、また、その内容はすべて不適切な情報なのかを考える。</p> | <p>閲覧させる Web ページの内容は事前にチェックし、場合によっては、その一部を教材用に別途準備する。</p> | <p>サイトの問題点を発見し、不適切な理由を説明できたか。</p> |
| | 告発系サイト | <p>インターネットが普及する以前と以後について、個人の発言の仕方がどのように変化してきたかを考える。</p> <p>記載内容に偏りはないか、信憑性はあるか等を、どのようにして判断すればよいかを考える。</p> | <p>告発系サイトを例示する。</p> <p>告発系サイトは、発信者側だけに都合のいい内容に偏っている場合や都合の悪い情報を隠す傾向もあることに気付かせる。</p> | <p>発言の信憑性を確かめる方法が考えられたか。</p> |
| | 通信の自由の制限 | <p>通信の自由に関する法案等の事例について検討する。</p> | <p>現在もまだ確立された基準がなく、議論も多い事柄については、教員側からの押しつけにならないよう留意する。</p> <p>結論を示すのではなく、生徒に考えさせることに留意する。</p> | <p>さまざまな角度から、とらえることができるか。</p> |
| ま と め | まとめ | <p>情報発信における自己責任</p> | <p>情報を発信する際の、個人の責任について理解させる。</p> | <p>発信者側だけでなく、さまざまな状況に配慮して、情報の発信について考えることができるか。</p> |